

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年9月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400244号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400045号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年6月18日から同年7月31日まで

公共職業安定所の紹介でA社に入社し、正社員として勤務していたが、勤務していた期間の年金記録がない。当時使用していたノート(スケジュール帳)が出てきたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社において、請求期間に総務で働いていた際の上司の名前を挙げており、同社で当該期間に厚生年金保険の被保険者記録を有する者(以下「同僚」という。)のうち連絡可能な26名に照会を行ったところ、請求者の氏名を覚えている者はいなかったものの、複数の同僚が前述した上司の名前を挙げており、請求者から提出されたノート(スケジュール帳)には、昭和61年6月18日から「A社勤務」との記載が確認できることから、勤務期間の特定はできないが、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、請求者の同社における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について、確認できる資料がなく不明である旨回答及び陳述している。

また、請求者のA社における雇用保険の記録は確認できないほか、請求期間当時に同社が加入していたB健康保険組合は、請求者に係る同健康保険組合の加入記録はない旨回答している。

さらに、請求期間を含む前後の期間のA社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の氏名を確認できない上、社会保険オンラインシステムにより、請求者の氏名検索を行ったが、同社における請求者の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年

金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。